

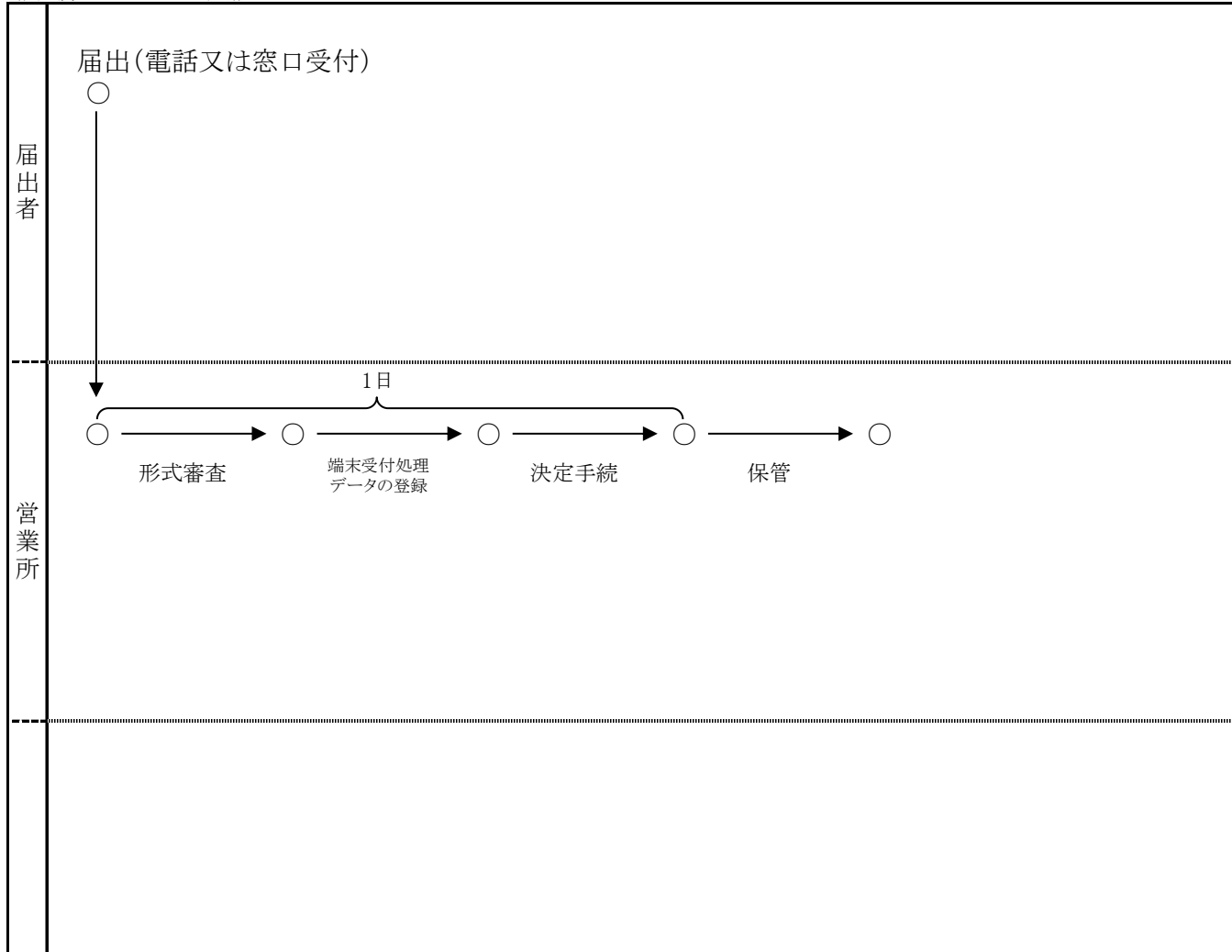
事務処理フロー図

事務名	使用者名義の変更の届出
根拠法令	東京都給水条例第13条、第16条

作成部署 水道局サービス推進部業務課業務担当 電話03-5320-6427

標準処理期間計	1日
---------	----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	届出のあった水道所在地における使用状況等を端末機で確認します。また、新旧水道使用者間で契約関係の同一性が実質的に認められるか等を確認します。
2	端末受付処理、データの登録	端末機で受付処理を行い、届出の内容をデータベースに登録します。
3	決定手続	変更内容について決定します。
4	保管	「名義変更申込書」の提出による届出の場合には、届出書を保管します。